

平成 2 2 年度

高島市協働事業提案制度に基づく
提案募集要項

(平成 2 3 年度実施事業)



高島市 市民活動支援課

お問い合わせ先

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL 0740-25-8526

FAX 0740-25-8156

E-mail shiminkatudo@city.takashima.shiga.jp

目 次

1	協働提案制度の概要	1
2	提案事業の範囲および類型	1
3	提案できる者	2
4	提案の対象となる事業	2～3
5	事業の実施期間	3
6	事業の経費	3
7	審査および選考	3～4
8	事業予算	5
9	事業の実施	5
10	提出書類	5
11	募集および審査日程	5～6
12	制度のながれ	7
13	行政提案型のテーマ	8～11
	提案様式	12～18

1. 協働提案制度の概要

協働事業提案制度は、地域の諸課題やニーズを解決に導く協働型の地域づくりを行うためのアイデアを市民、地域団体、NPOおよび企業等の多様な主体から求め、行政と提案者が連携し、協力することによって事業化していくための新しい仕組みです。

この提案制度は、公共サービスの質の向上だけでなく、市民団体の事業力強化、市民と行政の協働意識の構築を目的として、それぞれの特性や特徴を活かし、共通の目標に向かって共に考え、共に汗を流す取組みを求めています。

2. 提案事業の範囲および類型

提案分野には、特に制限はありません。新たな事業提案だけでなく、市が既に実施している事業に関連する提案も可能です。

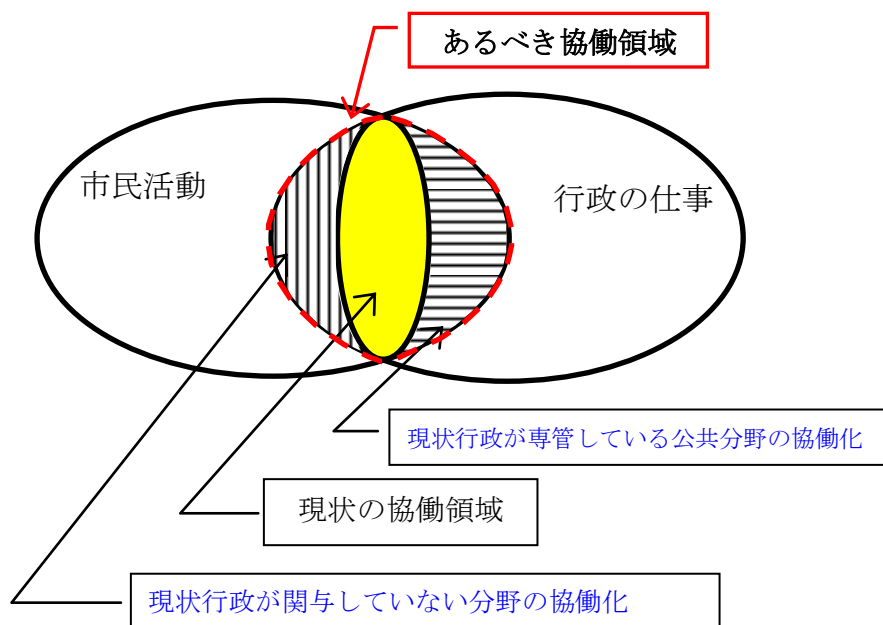
協働事業提案には、次の類型があります。

(1) 市民提案(創造型)

自由な発想でテーマを設定し、提案する事業です。

(2) 行政提案(応募型)

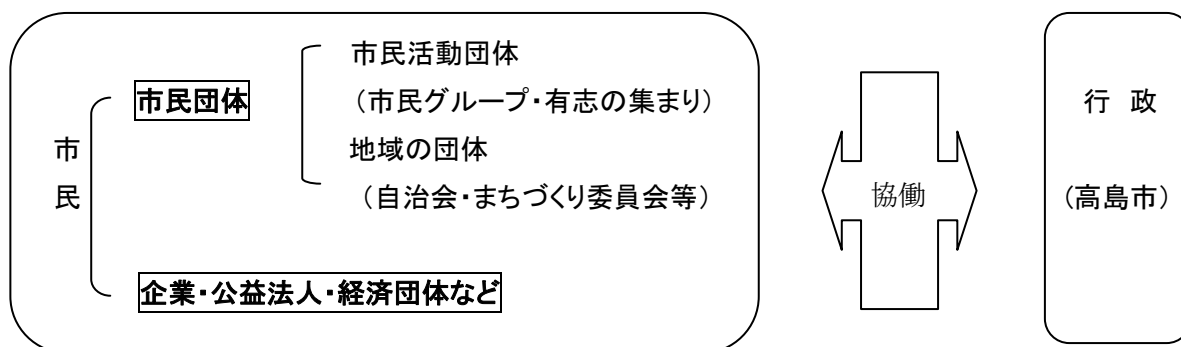
行政からテーマを提示して、市民に事業提案を募集する事業です。



3. 提案できる者

提案できる者は、市内に居住または勤める個人ならびに市内に活動拠点を有する市民団体または法人とします。ただし、市民団体および法人については、次の要件を全て満たすことが必要です。なお、個人が提案する場合には、団体や企業等に働きかけて実践していく母体を確保する必要があります。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (2) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対する事を目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと。暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 団体の役員が、成年被後見人および被保佐人ならびに破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しないこと。



4. 提案の対象となる事業

(1) 対象事業

今回募集する提案事業は、「市民提案型」および「行政提案型」で平成23年度に実施可能な協働事業とします。

提案の対象となる事業の形態は、「委託」および「補助」とし、次の目的を達成するものとします。

- ① 福祉、まちづくり、環境、その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとするもの。
- ② 市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接寄与するもの。
- ③ その他本制度による協働事業として実施することが適切であるもの。

ただし、次に該当するものは提案の対象とはなりません。

- ① 単に団体等の運営に対する財政援助を求めるもの。
- ② 法令、条例に違反するもの。
- ③ 公の秩序または善良な風俗を害するもの。

- ④ 特定の個人および団体のみが利益を受けるもの。
- ⑤ 宗教的活動、または政治的活動に係るもの。
- ⑥ 国・県およびその他の機関等から既に委託を受けている、または受ける可能性があるもの。

(2) 事業費の限度額

市が負担する事業費は、行政提案型および市民提案型ともに原則、1事業あたり300万円以内とします。

5. 事業の実施期間

平成23年度協働事業は、原則、平成23年4月1日以降に着手し、平成24年3月31日に完了する事業とします。ただし、毎年申請し選考されることにより継続して実施することができます。

また、効果の高い協働事業については、最長3箇年の継続実施についての配慮を行います。

6. 事業の経費

対象経費は、協働事業の実施に直接必要となる経費（人件費^{※1}、旅費、謝金、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、手数料、使用料および賃借料、諸経費^{※2}、消費税相当額^{※3}）とします。

ただし、直接必要となる経費には、備品購入費や提案事業以外に要する管理運営費、人件費等を含めることはできません。

- ※1 提案事業を実施するために必要な費用に限る。
- ※2 提案事業を実施するために必要となる運営管理費に限る。
- ※3 業務委託を行う場合。

7. 審査および選考

審査および選考は、学識経験者等から成る審査委員会において行います。審査要領に基づき書類審査およびプレゼンテーション審査を実施します。

(1) 1次審査（書類審査）

事業担当課による書類審査を非公開で行います。

この審査では、事業担当課の意見を付して2次審査に進む提案を選考します。

(2) 2次審査

1) プレゼンテーション

1次審査を通過した事業提案者は、プレゼンテーションにおいて説明等を行って下さい。なお、これに参加しない者は失格とします。

【説明事項】

①事業の目的（解決すべき地域課題や市民ニーズ）、②事業の内容、③協働の必要性とその効果、④実施体制・スケジュール、⑤経費の内訳および積算根拠、⑥事業を実施・継続する上での課題

2) 最終選考会

審査委員は、プレゼンテーション終了後、1次審査の結果およびプレゼンテーションの評価などを総合して最終選考を行います。

この最終選考会において実施が望ましい提案事業（以下「仮採択提案事業」という。）を決定します。

3) 審査の基準

1	法令等の制約	法令等に抵触することが無い。または、制限を受けることが無い。
2	公益性	特定の個人および団体等に限定されず、広く波及効果のある事業であるか。
3	協働の必要性	市と事業実施主体が協働で取り組むことによって大きな成果が期待できるか。
4	課題認識と事業の有効性	課題を的確に把握し、事業の内容・方法等がその解決に有効なものと認められるか。
5	実施団体の適格性	事業遂行能力があり、協働の相手方として信頼できるか。
6	実現の可能性	役割分担が明確で、事業の実施体制やスケジュールが適切か。
7	費用の妥当性	経費の積算は適切か。また、市が単独で実施するよりも費用対効果が大きいと期待できるか。

4) 審査結果の公表

1次審査および2次審査の結果は、参加した提案者に通知するとともに、提案の概要を含め市のホームページにおいて公表することとします。

8. 事業予算

(1) 事業予算の計上

仮採択提案事業の決定後、提案団体と事業担当課は、提案を具体化するための協議や調整を行います。必要に応じ事業担当課は、次年度予算における事業費の予算要求を行います。

(2) 事業予算の決定

仮採択提案事業は、最終的に市議会の予算議決をもって実施が決定されます。

9. 事業の実施

(1) 協定書の締結

提案者と事業担当課は、予算議決後、事業着手前に事業の実施に当たっての役割分担や事業内容における特約事項を規定した「協働事業に関する協定書」を締結します。

(2) 提案事業の実施

平成23年度当初に通常の契約締結または補助金交付申請等の手続きに従い事業を実施します。

10. 提出書類

応募者は、次の書類を指定期日までに市役所市民活動支援課へ提出してください。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (1) 協働提案制度説明会参加申込書（様式第1号） | 【提出部数：1部】 |
| (2) 協働事業提案書（様式第2号） | 【提出部数：13部】 |
| (3) 事業計画書（様式第3号） | 〃 |
| (4) 提案者情報（様式第4号） | 〃 |
| (5) 提案者が団体の場合は、団体の規約等、活動概要がわかるもの。 | 〃 |
| (6) 前各号のほか、市長が必要と認める書類 | 〃 |

1 1 . 募集および審査日程

(1) 募集期間

平成22年9月1日（水）から平成22年10月8日（金）まで

(2) 協働提案制度説明会

日時：平成22年9月22日（水） 午後1時30分から

場所：新旭公民館 4階多目的ホール

※出席される方は9月15日（水）までに参加申込書（様式第1号）を提出して下さい。

（提出先）市役所市民活動支援課

（TEL:0740-25-8526, FAX:0740-25-8156, E-mail:shiminkatudo@city.takashima.shiga.jp）

（提出方法）持参のほか、郵送、FAX およびEメールを可とします。

(3) 事業担当課との相談会

平成22年9月下旬頃（別途、説明会参加者に通知します。）

(4) 提案書および事業計画書等の提出期限

募集期間中の勤務時間内に提案書および事業計画書等（10. 提出書類(2)～(6)）を13部作成して市民活動支援課にご提出下さい。

(5) 提案書の補正期間

平成22年10月12日（火）から平成22年10月18日（月）まで

(6) 1次審査

平成22年10月22日（金）まで

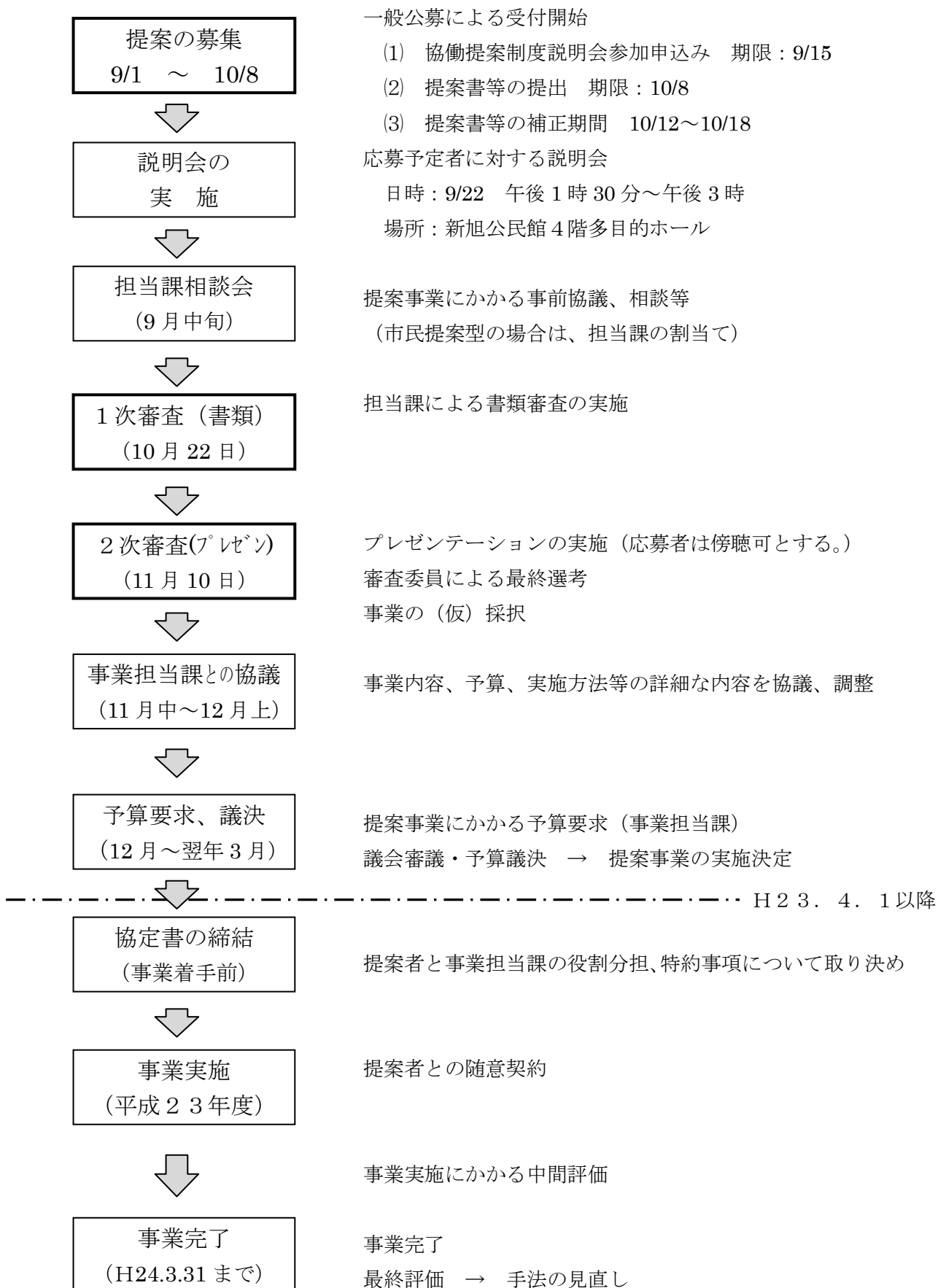
(7) 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査通過者には、改めて詳細を通知しますが、概ね次の日程で開催する予定です。

（期 日） 平成22年11月10日（水） 予定

（場 所） 市役所2階会議室 予定

12. 制度のながれ



1 3 . 行政提案型のテーマ

〔一覧〕

番号	テ　　ー　　マ	事業担当課
1	ゴミ減量大作戦	環境政策課
2	地域資源を活用した体験型観光の推進	観光振興課
3	心と体　いきいき健康づくり	健康推進課

事業内容の説明等は、次頁以下をご参照ください。

協働提案（行政提案）テーマ概要

【No. 1】

テ　　マ	ゴミ減量大作戦
担　当　課 (所属、連絡先)	高島市市民環境部環境政策課 電話　０７４０－２５－８１２３
背　　景 (地域課題)	・ ゴミ処理の現状として、膨大な経費がかかっています。 ● ゴミ量年間２万トン(１人１日９８４ｇ) ● ゴミ処理経費年間　約１７億円（税収の約３割） ● 一人当たり　約３万円 ・ １日約４０ｔの可燃ゴミが出ています。その約６割が紙ゴミであり、そのほとんどがリサイクルできます。 ・ 処理量を削減することにより、焼却炉の延命化を行う必要があります。 以上のことから、紙ゴミの分別を一層推進することは、経費の削減と資源の有効活用につながることから、市民の意識向上を市民協働で行うことは大変有意義なことと考えています。
協働事業として 期待する点	・ 市民と協働で取り組みを行うことにより、市民一人ひとりの問題として意識付けを行うことができる。 ・ 経費削減、焼却施設の延命化および資源の有効活用を促進することが期待できる。 ※「高島市環境基本計画」および「一般廃棄物(ゴミ)処理基本計画」について来年度が中間見直しの時期となっているため、本計画の見直しにあたり、ゴミ減量大作戦の協働事業の取り組みが反映されることを期待します。
(参考) 過去における 行政の取り組み事例	・ 現在、支所管内区長会等でごみ減量にかかる説明および環境政策課作成のＤＶＤを視聴していただき、啓発活動を行っています。また、出前講座を希望される自治会や各種団体等の研修会等に出向き、ゴミ減量の啓発活動を展開しています。

協働提案（行政提案）テーマ概要

【No.2】

テ　　マ	地域資源を活用した体験型観光の推進
担　当　課 (所属、連絡先)	高島市産業経済部観光振興課 電話　０７４０－２５－８０４０
背　　景 (地域課題)	高島市の観光振興を図っていくには、市の地域資源を生かす人材育成やさまざまなネットワークによる体験型観光などの観光形態が重要になってきます。地域のことを熟知した人材や組織が主導的な役割を担って進める体験型観光の取り組みと商品開発が課題となっています。
協働事業として 期待する点	高島市の魅力ある恵まれた地域資源を訪問者の一人ひとりの五感を通じて実感して頂ける体験型観光の企画・事業展開を期待します。
(参考) 過去における 行政の取り組み事例	

協働提案（行政提案）テーマ概要

【No.3】

テ　　マ	心と体　いきいき健康づくり
担　当　課 (所属、連絡先)	高島市健康福祉部健康推進課（健康増進グループ） 電話　０７４０－２５－８０７８
背　　景 (地域課題)	平成２２年４月現在、高島市の高齢化率は 26.89%と県平均を大きく上回り、さらに出生数は年々減少し滋賀県の中でも少子高齢化が急速に進むことが予測されています。 市民が、若い時期から自らの心と体の健康管理に努め、生活習慣病を予防し、高齢になっても元気で暮らせることは、今後高齢化が加速する高島市にとって大きな命題であるといえます。 よって、心と体の健康づくりを目的に簡易で、継続性のある健康づくり法の普及と実践、指導を行うための業務を委託します。
協働事業として 期待する点	●健康づくり関連の事業を行っている事業所やNPO法人などのノウハウを活かし、市民だれもが楽しく、容易に取り組むことができる事業を期待します。 ●市内全地域での活動、事業展開を期待します。 ●健康づくりの視点からニーズに応じた事業展開を期待します。 ●事業終了後も継続が可能な事業企画を期待します。
(参考) 過去における 行政の取り組み事例	●健康教室の開催（生活習慣病予防教室、パワーアップ教室、地区健康教室） ●介護予防事業の開催（元気カレッジ） ●健康増進計画「健康たかしま２１プラン」の作成 ●ウォーキングマップの作成（平成２２年度事業） ●ウォーキングポールの整備（平成２２年度事業）

(様式第1号)

協働提案制度説明会参加申込書

1. 提案の種類

☐市民提案型

☐行政提案型

※注 該当する□内にレ印を記入してください。

2. テーマの名称

[]

※注 行政提案型の場合は、以下に必要事項を記入してください。

番号 [] 事業担当課 []

3. 当日の出席者数

名

平成 年 月 日

(住 所)

(名称または氏名)

代表者氏名

印

(連絡先電話番号)

(担当者氏名)

協働事業提案書

平成22年 月 日

高島市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

平成23年度実施予定の高島市との協働事業について、次のとおり提案します。

事業の名称 〔事業の目的や内容が分かる簡潔なタイトルを付けてください。〕			
提案の区分	☐ 行政提案(応募型)	テーマ番号	
	☐ 市民提案(創造型)	テーマ名称	
事業の概要 〔事業の概要を400字以内で簡潔にまとめてください。公表時に原文のまま使用することがあります。〕			
事業の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
事業の形態 〔事業の実施方法として希望される部分に☑をいれてください。〕	☐ 委託 ☐ 補助		
事業費	うち、市に負担を求める金額 円 (円)		

事業計画書

1. 背景・課題	※「行政提案」の場合は、市が示した背景と課題について貴団体がどう分析しているかを記入してください。 ※「市民提案」の場合は、貴団体が考える解決すべき地域の課題を記入してください。
2. 事業の目的と内容	※「行政提案」の場合は、市が示す事業の目的を達成するため、どのような事業を提案したいのかを記入してください。 ※「市民提案」の場合は、課題を解決するためにどのような事業を提案したいのか具体的に記入してください。
3. 事業の公益性波及効果	受益者が限定されず、広く波及効果を持つ事業か。現時点で限定的な事業であっても将来的に拡がりを持つ可能性があるか貴団体の考え方を示してください。
4. 協働の必要性	市と協働で取り組むことにより、どのような成果が期待できるか貴団体の考えを記入してください。

5. アピール ポイント	この提案に対してアピールしたいことがあれば自由に記入してください。	
6. 活動実績	提案事業に関する貴団体のこれまでの活動実績や専門性等について具体的に記入してください。	
7. 市との 役割分担	協働の実施に際し、貴団体と市との役割分担について具体的に記入してください。	
	貴団体の役割	市の役割

10. 収支計画

提案事業に要する経費について出来る限り具体的に記入してください。

(1) 収入

項目	見積額(円)	積算内訳(数量・単価等)
計		

(2) 支出

項目	見積額(円)	積算内訳(数量・単価等)
計		

(様式第4号)

提 案 者 情 報

フリガナ 氏 名	
住 所	〒
電話・FAX	TEL: FAX:
E-mail	
平日昼間の連絡先	TEL: 〈連絡先〉携帯電話／勤務先／学校／その他() (注) 平日昼間の連絡先が自宅と異なる場合のみ記入してください。

※以下の活動経験については、差し支えない範囲で記入してください。

国・県・市の 審議会委員 等の経験	名 称	期 間
その他活動 の経験	内 容	年月または期間

(注1) 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。

(注2) その他活動の経験には、例えば、福祉、まちづくり、文化、環境、子育て、男女共同参画、国際化、産業振興、消費生活、情報化などの団体やグループでの活動経験、講演、著作など主なものを記入してください。